

趣旨

弁護士は、医師の往診のように気軽に相談者の自宅・施設・病院などに出張して相談に必ず作風がない(弁護士会で面倒な高齢者・障がい者宅への出張相談制度があるだけ)。障がいを持つ高齢者・障がい者が増えている現在、これでは住民のニーズに応えることができない。また、私がここ1年半に行った11件の出張相談のなかはかなりあったように、健常者でも弁護士の敷居が高いとの思いから弁護士に相談できないでいる人もいる。底流として、「すわか文化村」の活動を通じて知り合った人がそれがきっかけでかなり深刻な相談をかけてくることもあり、このような出会いがなければ住民にとって弁護士が縁遠いために相談する機会がないままになっているケースも少なくないのではとも感じている。

この現状を変えて、医師の往診のように日本全国津々浦々で、出張相談も業務の一つの柱として気軽に行うという弁護士像を確立するためのパイオニアになりたい。そうすれば、住民にとって弁護士へのアクセスがずいぶん太くなるのではないか。63才の私として、第2の人生としてやりがいを持って挑戦したい。新事務所名称は、実際にこの間「こんにちは 弁護士の毛利です」と訪問してきた経験から設けた名称であり、決意を具現化したもの。

従来の弁護士活動も業務の一つの柱として行うが、できれば出張相談の柱をより太くしていきたい。私自身だけでは手一杯で対応できないほどの需要があるときには、地域のほかの弁護士にも声をかけたい。また、仮に需要が少ない場合でも、出張相談を柱の一つにすることは放棄したくないため、なるべく日常経費が小さくて済むようアパートの一室を借り極小さな事務所を設けた。

出張相談

1 申込方法

何時でも良い(当面、平日9 - 14時は誰かがほとんど在所していますが)

電話 0266 - 75 - 1512 FAX 0266 75 - 1513

ホームページ「弁護士 毛利正道のページ」に掲げているメアドへのメール で住所・氏名・相談項目・電話連絡先を告げて下さい(留守電の場合はメッセージを入れて下さい)。後刻、毛利から電話を入れます。

2 相談場所

- (1) 自宅・入居施設・病院・公共施設などどこでもよいが、相談者にて確保して下さい。
- (2) 相談場所は、原則として諏訪6市町村と塩尻市・辰野町のなかで、高速道利用も含め片道30分を大きく超えないところに限らせていただきます。ただし、遠方の場合でも事情によっては 対応させていただくこともあります。

3 相談費用

片道30分を大きく超えない通常の場合は、1回1件 交通費・消費税込み1万円。超える場合は、ケーバイケースとします。

4 通常の事務所での相談にもむろん応じます。

5 詳しくは、ホームページ「弁護士 毛利正道のページ」をご覧ください